

平成 26 年度入学生から、
奨学給付金制度を開始しています！
(返還不要です)

《保護者が茨城県内在住で、県外の学校へ通っている皆様へ》

茨城県私立高等学校等奨学給付金制度について

1. 制度の概要

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

なお、本事業は、国の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）」事業に該当します。

※ 新入生への早期給付を申請された方も再度申請が必要になります。

2. 給付要件

7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

- 生活保護（生業扶助）世帯、又は非課税世帯で、高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給権者であること。（特別支援学校高等部生徒、及び児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の生徒を除く）が措置されている生徒を除く）
- 保護者、親権者等が茨城県内に在住していること。
※ 茨城県内の高校に在学する生徒で、保護者が茨城県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。
- 平成26年4月1日以降に対象となる高等学校等に入学し、在籍、就学している者であること。

3. 支給額（1人あたり）

私立の全日制・定時制高等学校等の在籍生徒	52,600円～152,000円
私立の通信制高等学校等の在籍生徒	52,100円～52,600円
私立の高等学校の専攻科の在籍生徒	52,100円

※ 詳細は、対象者及び給付額等確認シート【通常給付】（県外学校用）を確認

※ 新入生への早期給付を受給された世帯は、上記の額から早期給付分の額を減じた額が支給されます。

4. 申請方法

別添、対象者及び給付額等確認シート【通常給付】（県外学校用）で、どのケースに該当するかを確認のうえ、記載の提出書類を提出してください（郵送可）。

申請書等は、茨城県教育委員会のホームページからダウンロードしていただくか、以下の問い合わせ先までお申し出ください。

◆茨城県教育委員会 > 学校教育 > 私立学校 > 私立高等学校等の生徒に対する就学支援
> 奨学のための給付金

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/private-schools/school-attendance-support/benefits/>

5. 申請期限

令和6年11月22日（金）（必着）

※ 期限内に間に合わない場合は、以下の問い合わせ先までご相談ください。

6. 支給時期

令和7年1月頃（予定）

【申請書等提出先・問い合わせ先】 平日 9:00～17:00

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁総務企画部私学振興室 TEL 029-301-5249